

中標津町保育士等養成修学資金

貸付制度の手引き

中標津町

町民生活部子育て支援課

(令和6年12月改訂)

事業実施期間：令和4年度～令和8年度

目 次

1. 保育士等養成修学資金貸付制度の概要	3
(1) 貸付制度について	
(2) 貸付の要件	
(3) 貸付金額	
(4) 貸付期間	
(5) 貸付方法	
(6) 貸付利子	
(7) 他の貸付制度等との併給	
(8) 連帯保証人	
(9) 貸付金の返還	
(10) 返還の猶予	
(11) 返還の免除	
2. 新規貸付希望者の申請手続きについて	7
(1) 申請から決定の流れ	
(2) 申請受付期間	
(3) 申請書類提出先	
3. 修学中の手續について	10
(1) 現況報告書の提出	
(2) その他の届出・申請事項	
4. 卒業時の手續について	12
(1) 卒業時の報告	
5. 町内の保育所等に勤務中の手續について	12
(1) 現況報告書の提出	
(2) その他の届出・申請事項	
6. 修学資金貸付けの停止について	13
(1) 停止対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	

7. 修学資金貸付決定の取消しについて	14
(1) 貸付決定の取消し対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
8. 修学資金の返還について	14
(1) 返還対象	
(2) 返還方法	
(3) 提出書類	
(4) 返還期間	
9. 修学資金の返還猶予について	16
(1) 返還猶予の対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
10. 修学資金の返還免除について	17
(1) 返還免除の対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
(4) 町内の私立保育所等一覧	
11. 提出先及び連絡先	18

1. 保育士等養成修学資金貸付制度の概要

(1) 貸付制度について

この制度は、保育士養成施設等（※1）に在学する方、又は入学が決定している方のうち、将来、中標津町内の保育所等に常勤の保育士や保育教諭として勤務する意思のある方を対象にした制度です。

なお、保育士養成施設等を卒業後1年以内に、町内の私立保育所等（町立保育所等を除く）に常勤保育士や保育教諭として就職すると、申請により返還猶予となり、更に継続して3年間勤務すると、申請により借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

※1 「保育士養成施設等」・・・児童福祉法第18条の6第1項に規定する指定保育士養成施設又は大学、短大等の幼稚園教諭養成課程であって、通信制によるものを除く。

(2) 貸付の要件

次に掲げる要件いずれにも該当する方

- 町内に住所を有する者、若しくは有したことのある者又は町内の高等学校を卒業する者
 - 保育士養成施設等に在学し、又は入学が決定している者であって、卒業後に保育士等の資格を取得し、町内の保育所等において常勤保育士等として勤務しようとする者
 - 貸し付けを受ける者及び生計を一つにする世帯員に町税等の未納がないこと
- ※ 「常勤保育士として勤務」とは、雇用形態は正規雇用に限りませんが、1日6時間以上かつ月20日以上勤務。
- ※ 事務職としての勤務は該当しません。
- ※ 町内に住所を有したことがある者とは、高等学校・専門学校・大学等への修学のために一時的に町外に住所を有している方

【貸付の申請にあたって】

この制度は、中標津町内の保育所等の保育士や保育教諭の人材確保を図ることを目的とした貸付制度であるため、保育士養成施設等を卒業後において、保育士や保育教諭以外の職種に就く予定の人は、この貸付制度を利用することはできません。

なお、保育士養成施設等を卒業後、町内の私立保育所等で常勤の保育士や保育教諭として引き続き3年間以上勤務した場合には、貸付金の返還が全額免除となります。ただし、卒業後、町立の保育所等で勤務する場合には、貸付金の返還免除の対象となりませんので、ご注意願います。

(3) 貸付金額

貸付金額は、月額 50,000円以内、総額120万円を上限（最大24カ月×5万円）。

(4) 貸付期間

貸付期間は、貸付決定された日の属する年度の4月から、保育士養成施設等の正規の修学期間が満了する月までとし、2年（24月分）を限度とします。

※ 留年した場合でも貸付期間は保育士養成施設等の正規の修学期間までとなります。

(5) 貸付方法

貸付方法は、3か月分を年4回に分け、貸付を受ける本人が指定する口座へ振り込みます。

第1期分（4月～6月分） 5月末日に支給

第2期分（7月～9月分） 8月末日に支給

第3期分（10月～12月分） 11月末日に支給

第4期分（1月～3月分） 2月末日に支給

※ 初年度においては、申請及び審査時期によって、初回分の振込みが遅れる場合があります。

(6) 貸付利子

貸付利子は無利子です。

ただし、返還が開始されたのち、定められた返還納付日までに返還されない場合は、民法第404条及び第419条の規定に基づき、返還すべき金額につき同法第404条に定める法定利率を乗じて得た金額に相当する遅延損害金を返還金と併せて納入していただきます。

(7) 他の貸付制度等との併給

当町の貸付制度は併給可能ですが、北海道保育士修学資金貸付制度（保育士確保対策事業）や他の市町村に所在する保育所等への就業を義務付けている貸付制度等、または他の職種になることを義務付けている貸付制度等との併給はできません。既に他の貸付制度を利用されている方は、併給可能かご確認の上、お申込みください。

(8) 連帯保証人

申請の際には、連帯保証人を2名立てていただきます。連帯保証人は、成年で独立の生計を営む者とし、連帯保証人2名のうち1名は申請者の法定代理人としてください。

※ 連帯保証人は、貸付けを受ける者に誠実に誓約を履行させるとともに、貸付けを受ける者が返還の債務を履行しない場合には、その債務を負担することが求められます。

※ 生計を一にする父親と母親の両者を連帯保証人とはできません。

そのため、父親若しくは母親のどちらか一方のみとしてください。

※ 申請者の配偶者を、連帯保証人とはできません。

なお、貸付決定後、連帯保証人には貸付金の支払いに係る書類への記入及び実印の押印の他に、印鑑登録証明書等を提出していただきます。

詳しくは、「2. 新規貸付希望者の申請手続きについて」を参照してください。

(9) 貸付金の返還

返還期間は、返還の事由が発生したのち、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間を償還限度期間としております。

ただし、貸付決定の取り消し等、中標津町保育士等養成修学資金貸付条例（以下「条例」という。）第8条第1項第4号に伴う返還の場合、直ちに返還となります。詳しくは、「8. 修学資金の返還について」（15ページ）を参照してください。

※ 返還事由が生じた場合に返還が可能であるか、申請にあたっては十分ご検討ください。

(10) 返還の猶予

保育士養成施設等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年以内に町内の私立保育所等に常勤保育士として勤務したとき、条例第9条第1項の規定により修学資金の返還する事由になった後も引き続きの保育士養成施設等に在籍しているとき、又は、出産・育児のため就業規則に基づき一時的に私立保育所等を休職するとき等は、貸し付けた修学資金の返還を猶予することができます。

(例1) 令和5年度に保育士養成施設等[短大・専門学校]に入学、卒業後に町内の私立保育所等に勤務した場合

年 度	令5年度	令6年度	令7年度	令8年度	令9年度	令10年度
養成施設在学	←	→				返 還 免 除 決 定
修学資金貸付	←	→				
私立保育所等勤務			←	→		
返 還 猶 予			←	→		

(例2) 令和5年度に保育士養成施設等[短大・専門学校]に入学、卒業後に町内の町立保育所等に勤務した場合

年 度	令5年度	令6年度	令7年度	令8年度	令9年度	令10年度	令11年度
養成施設在学	←→						
修学資金貸付	←→						
町立保育所等勤務			←→				
返 還 猶 予							
貸付金返還			←→				償還完了

※貸付けを受けた期間2年、償還限度期間 貸付期間2年×2倍＝4年

※返還猶予途中で、免除される条件を満たさなくなった場合でも、貸し付けた金額を全額返還していただきます。

(11) 返還の免除

保育士養成施設等を卒業後1年以内に、町内の私立保育所等に就職し、継続して3年間常勤保育士等として勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

ただし、卒業後、町内の町立の保育所等で勤務する場合には、貸付金の返還免除の対象となりませんので、ご注意ください。

詳しくは、「10. 修学資金の返還免除について」(18ページ)を参照してください。

(例1) 令和5年度に保育士養成施設等[短大・専門学校]に入学、卒業後に町内の私立保育所等に勤務した場合

年 度	令5年度	令6年度	令7年度	令8年度	令9年度	令10年度
養成施設在学	←→					返還免除決定
修学資金貸付	←→					
私立保育所等勤務			←→			
返 還 猶 予			←→			

(例2) 令和5年度に保育士養成施設等[短大・専門学校]に入学、卒業後に町内の町立保育所等に勤務した場合

年 度	令5年度	令6年度	令7年度	令8年度	令9年度	令10年度	令11年度
養成施設在学	←————→						
修学資金貸付	←————→						
町立保育所等勤務			←————→				
返 還 猶 予							
貸付金返還			←————→				償還完了

※貸付けを受けた期間2年、償還限度期間 貸付期間2年×2倍＝4年

2. 新規貸付希望者の申請手続きについて

(1) 申請から決定の流れ

① 修学資金の貸付申請

申請に必要な書類は、中標津町役場1階子育て支援課（窓口4番）で配布しているほか、本町の公式ホームページからダウンロードできます。

申請書等に必要事項を記入したのち、必要書類と併せて提出してください。

【必要書類】

● 高等学校を卒業する方（養成施設等へ入学前の方）の場合

- 中標津町保育士等養成修学資金貸付申請書（様式第1号）・・・1部
- 高等学校の成績証明書・・・1部
- 養成施設等の合格通知書の写し
- 申請者及び主たる生計維持者（申請者の法定代理人）の世帯全員の住民票の写し
（本人を含む世帯全員の本籍地・筆頭者・続柄が記載された発行後3か月以内のもの）
- 申請者と生計を1つにする家族の中で所得のある方の「所得課税証明書」
- 中標津町保育士等養成修学資金貸付に関する個人情報等の提供にあたっての同意書
- 作文：表題「修学資金を借りるにあたって」

● 養成施設等に在学している方の場合

- 中標津町保育士等養成修学資金貸付申請書（様式第1号）・・・1部
- 養成施設等の在学証明書・・・1部
- 養成施設等からの推薦書（様式第2号）・・・1部

- 申請者及び主たる生計維持者（申請者の法定代理人）の世帯全員の住民票の写し
（本人を含む世帯全員の本籍地・筆頭者・続柄が記載された発行後3か月以内のもの）
- 申請者と生計を1つにする家族の中で所得のある方の「所得課税証明書」
- 中標津町保育士等養成修学資金貸付に関する個人情報等の提供にあたっての同意書
- 作文：表題「修学資金を借りるにあたって」

《注意事項》

- 提出書類はボールペン、又は万年筆で記入してください。
（※ 消せるボールペンは使用しないでください。）
- 提出書類に押印する印鑑は、インク浸透型タイプのものを使用不可です。また、申請者と連帯保証人が同じ苗字であっても同じ印鑑は使用しないでください。
- 提出書類には同一の印鑑を使用してください。
（※ 貸付決定後も申請者については、同一の印鑑での手続きをお願いしますので、申請時に使用した印鑑をなくしたり忘れてたりしないようにしてください。）
- 書類を訂正する際には、使用した印鑑で訂正印を押印してください。
（※ 修正液・修正テープ・豆印での訂正はしないでください。）
- 成績証明書又は在学証明書は、必ず申請者が在学する学校に作成を依頼し、その証明を受けてください。
- 修学資金の貸付申請の際には、連帯保証人を2人立てていただきます。連帯保証人は、成年で独立の生計を営む者とし、連帯保証人2人のうち1人を保護者（主たる生計維持者）としてください。
- 連帯保証人は、貸付を受ける者に誠実に誓約を履行させるとともに、貸付を受ける者が返還の債務を履行しない場合には、その債務を負担することが求められます。
- 生計を一にする父親と母親の両者を連帯保証人とすることはできません。そのため、父親もしくは母親のどちらか一方のみとしてください。
- 申請者と生計を一にする配偶者を連帯保証人とすることはできません。
- 申請内容の確認のため、その他の書類の提出を求められることがあります。

② 貸付審査・可否決定

提出書類を審査し、貸付の可否を決定します。

審査結果については「中標津町保育士等養成修学資金貸付可否決定通知書（様式第3号）」により申請者に通知します。

③ 貸付決定

「中標津町保育士等養成修学資金貸付可否決定通知書(様式第3号)」をお送りする際に、以下の書類を同封しますので、必要事項を記入し、提出してください。

【必要書類】

- 誓約書(様式第4号)・・・1部
- 中標津町保育士等養成修学資金貸付請求書(様式第5号)・・・4部
- 連帯保証人(法定代理人以外の方の分)1名の住民票謄本・・・1通
- 連帯保証人(法定代理人以外の方の分)1名の所得課税証明書・・・1部
- 連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3か月以内の原本)・・・連帯保証人各1部

《注意事項》

- 提出書類はボールペン、又は万年筆で記入してください。
(※ 消せるボールペンは使用しないでください。)
- 書類を訂正する際には、使用した印鑑で訂正印を押印してください。
(※ 修正液・修正テープ・豆印での訂正はしないでください。)
- 連帯保証人が押印する印鑑については、記入する全ての書類において、印鑑登録をしている印鑑(実印)で押印してください。
- 連帯保証人の印鑑・住所・氏名等の変更は、必ず届け出てください。
「中標津町保育士等養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書(様式第6号)」
- 修学資金の貸付申請の際には、連帯保証人を2人立てていただきます。連帯保証人は、成年で独立の生計を営む者とし、連帯保証人2人のうち1人を保護者(主たる生計維持者)としてください。
- 連帯保証人は、貸付を受ける者に誠実に誓約を履行させるとともに、貸付を受ける者が返還の債務を履行しない場合には、その債務を負担することが求められます。
- 生計を一にする父親と母親の両者を連帯保証人とすることはできません。そのため、父親もしくは母親のどちらか一方のみとしてください。
- 申請者と生計を一にする配偶者を連帯保証人とすることはできません。

(2) 申請受付期間 (貸付開始年度 令和4年度～令和7年度)

貸付開始事業年の1月上旬～2月末まで(例)令和7年度貸付は令和7年1月から2月
※令和8年度の新規受付は予定していませんが、事業期間中の貸付状況によっては変更する場合があります。

※定員に満たない場合は、随時募集します。

(3) 申請書類提出先

申請書類は、下記受付窓口に直接提出若しくは郵送提出してください。

窓 口：中標津町役場 1階 子育て支援課（窓口④番）

※ 月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く）

（8時30分～17時15分まで）

郵送先：〒086-1197

標津郡中標津町丸山2丁目22番地

中標津町役場 子育て支援課 保育給付係

TEL 0153-74-0894

3. 修学中の手続について

(1) 現況報告書の提出

毎年3月下旬ごろに必要な書類を送付しますので、毎年4月末日（末日が土日祝休日の場合は翌開庁日）必着で子育て支援課に提出してください。

【必要書類】

中標津町保育士等修学資金現況報告書（様式第7号）・・・1部

中標津町保育士等養成修学資金貸付請求書（様式第5号）・・・4部

(2) その他の届出・申請事項

下記の事由が生じた場合には、事由発生後14日以内に子育て支援課へ連絡するとともに書類を提出してください。

（必要に応じて追加で書類を提出していただく場合があります。）

事 由	提出書類
①氏名・住所を変更したとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔在学者用〕 <input type="checkbox"/> 住民票の写し
②電話番号を変更したとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔在学者用〕
③休学したとき	
④停学の処分を受けたとき	
⑤留年したとき	

⑥復学したとき	
⑦停学の処分が解かれたとき	
⑧登録している印鑑を紛失したとき 登録している印鑑の変更を希望するとき	
⑨退学したとき	
⑩修学資金の貸付けを辞退したとき	
⑪連帯保証人について変更が生じたとき (氏名・住所・電話番号等)	<input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書(様式第6号)〔連帯保証人用〕
⑫連帯保証人を変更するとき	<input type="checkbox"/> 〈氏名・住所変更の場合〉印鑑登録証明書

※1 ③～④の事由が生じた場合には、修学資金の貸付を停止しますので、詳しくは「**6. 修学資金の停止について**」を参照し、必要な手続きを行ってください。また、⑥～⑦の事由が生じたときは、修学資金の貸付を再開しますので、必要な手続きを行ってください。

※2 ⑨又は⑩などの条例第3条に規定する貸付けの要件を満たさなくなったときは、修学資金の貸付決定の取消しとなりますので、詳しくは「**7. 修学資金貸付決定の取消し解除について**」を参照し、必要な手続きを行ってください。

なお、貸付決定が取り消された後も、引き続き保育士養成施設等に在学している場合に、本人の希望があれば、修学資金の返還を猶予できますので、詳しくは「**9. 修学資金の返還猶予について**」を参照し、必要な手続きを行ってください。

4. 卒業時の手続について

(1) 卒業時の報告

卒業年の3月上～中旬頃に必要書類を送付しますので、添付書類を添え、4月末日（末日が土日祝休日の場合は翌開庁日）必着で子育て支援課に提出してください。

【必要書類】

- 中標津町保育士等養成修学資金貸付決定者卒業等報告書（様式第8号）・・・1部
- 中標津町保育士等養成修学資金借用証書（様式第11号）・・・1部

【添付書類】

- 保育士養成施設等の卒業証明書の写し
- 保育士登録済通知書の写し

※ 保育士証が届きましたら速やかに、保育士証の写しを子育て支援課に提出してください。

○ 町内の私立保育所等に勤務する方

町内の私立保育所等（※町立の保育所等を除く）に常勤保育士として継続して3年間勤務すると、修学資金の返還が全額免除となります。勤務中に必要な手続きについては「5. 町内の保育所等に勤務中の手続について」を参照してください。

○ 上記以外の方

貸し付けた修学資金を返還していただきます。詳しくは「8. 修学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

5. 町内の保育所等に勤務中の手続について

(1) 現況報告書の提出

毎年3月下旬ごろに必要書類を送付しますので、毎年4月末日（末日が土日祝休日の場合は翌開庁日）必着で子育て支援課に提出してください。

【必要書類】

- 中標津町保育士等養成修学資金現況報告書（様式第7号）

(2) その他の届出・申請事項

下記の事由が生じた場合、事由発生後14日以内に子育て支援課へ連絡するとともに書類を提出してください。（必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。）

事 由	提出書類
①氏名・住所を変更したとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔就業者等用〕 <input type="checkbox"/> 住民票の写し
②電話番号を変更したとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔就業者等用〕
③登録している印鑑を紛失したとき 登録している印鑑の変更を希望するとき	
④休職（出産・育児含む）、復職したとき	
⑤町内の私立保育所等を退職したとき	
⑥町内の私立保育所等へ転職したとき	
⑦連帯保証人について変更が生じたとき （氏名・住所・電話番号等）	<input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔連帯保証人用〕
⑧連帯保証人を変更するとき	<input type="checkbox"/> 〈氏名・住所変更の場合〉印鑑登録証明書

※1 町内の私立保育所等に3年間勤務する前に、⑤の事由が生じた場合には、借り受けた修学資金は返還となりますので、詳しくは「8. 修学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

※2 ④～⑥の事由については、私立保育所等の施設長等の証明が必要です。

6. 修学資金貸付けの停止について

（1）停止対象

次の事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付を停止しますので、事由発生後14日以内に子育て支援課へ連絡してください。

- ① 休学したとき
- ② 停学処分を受けたとき

※ すでに借り受けている修学資金について返還が生じる場合があります。

（2）提出書類

中標津町保育士等養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔在学者用〕

※ 復学・停学処分が解かれた場合にも上記書類を提出してください。

貸付を再開する手続きをします。

（3）提出時期

事由発生後14日以内に子育て支援課へ書類を提出してください。

7. 修学資金貸付決定の取消しについて

(1) 貸付決定の取消し対象

貸付決定者が次の事由に該当する場合は、修学資金の貸付決定が取消しとなりますので、事由発生後14日以内に子育て支援室へ連絡してください。

- ① 死亡したとき
- ② 保育士養成施設等を退学したとき
- ③ 修学資金を必要としない事由が生じたとき
- ④ 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき

(2) 提出書類

①の事由については、借り受けた修学資金の返還が免除となりますので、詳しくは「10. 修学資金の返還免除について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

②～④の事由については、借り受けた修学資金は全額返還となりますので詳しくは、「8. 修学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

(3) 提出時期

返還事由発生後14日以内に子育て支援課へ書類を提出してください。

8. 修学資金の返還について

(1) 返還対象

修学資金の貸付決定が取消しされたときは、原則として直ちに全額返還となりますが、次の事由に該当する場合は、修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間を償還限度期間とし、全額返還していただきますので、事由発生後14日以内に子育て支援課へ連絡してください。

- ① 養成施設等の正規の修学期間が終了し卒業したとき（貸付期間が満了したとき。）
ただし、保育士養成施設等を卒業後1年以内に町内の私立保育所等において常勤保育士等として業務に従事する場合には、返還猶予の対象となる。
※養成施設等を卒業後に町立の保育所等に就業する場合には、返還対象となります。
- ② 保育士養成施設等を退学したとき
- ③ 修学資金を必要としない事由が生じたとき
- ④ 保育士養成施設等を休学、停学処分となり貸付けを停止されたとき（既に支払い済みの当該停止された期間の貸付け分に限る）
- ⑤ 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき

(2) 返還方法

①～③の事由については、条例第9条第1項の規定により、修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間を償還限度期間として、月払いの方法により返還していただきます。繰り上げ返還も可能です。

ただし、④～⑤の事由については、町長が指定する期日までに、一括して返還しなければなりません。

(3) 提出書類

事 由	提出書類
①養成施設等の正規の修学期間が終了し卒業後、直ちに町内の私立保育所に就業しない場合。 <u>※町立の保育所等に就業した場合</u>	<input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金現況報告書（様式第7号） <input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金貸付決定者卒業等報告書（様式第8号） <input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金借用証書（様式第11号） <input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金返済計画書（様式第12号）
②保育士養成施設等を退学したとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔在学者用〕
③修学資金を必要としない事由が生じたとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金借用証書（様式第11号） <input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金返済計画書（様式第12号）
④保育士養成施設等を休学、停学処分となり貸付けを停止されたとき（当該停止された期間の貸付け分に限る）	<input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔在学者用〕 <input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金現況報告書（様式第7号） <input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金借用証書（様式第11号）
⑤偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金返済計画書（様式第12号）

(4) 返還期間

④及び⑤の事由を除き、返還事由が発生したのち、修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間をもって、全額返還していただきます。

ただし、返還が開始されたのち、定められた返還納付日までに返還されない場合は、民法(明治29年法律第89号)第404条及び第419条の規定に基づき、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき金額につき同法第404条に定める法定利率を乗じて得た金額に相当する遅延損害金を返還金と併せて納入していただきます。

9. 修学資金の返還猶予について

(1) 返還猶予の対象

次の事由に該当する場合は、返還猶予の対象となりますので、子育て支援課へ申請をお願いします。

- ① 修学資金の貸付期間が満了した後も引き続き保育士養成施設等に在学しているとき
- ② 修学資金を必要としない事由が生じ貸付決定が取消しされた後も、引き続き保育士養成施設等に在学しているとき
- ③ 保育士養成施設等を卒業後1年以内に町内の私立保育所等において常勤保育士等として業務に従事しているとき
- ④ 保育士等の資格の取得後、町内の私立保育所等に勤務することができなかったが、引き続き町内の私立保育所等への勤務を希望しているとき（貸付期間が満了した日の属する月の翌月から起算して2年を限度として）
- ⑤ 出産・育児のため、就業規則等により一時的に町内の私立保育所等を休職するとき
- ⑥ 災害・疾病その他やむを得ない事由により返還が困難になったとき

(2) 提出書類

事 由	提出書類
①修学資金の貸付期間が満了した後も、引き続き保育士養成施設等に在学しているとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金返還猶予申請書（様式第15号） ※上記提出書類以外に事由を証明する書類が必要になります。
②修学資金を必要としない事由が生じ貸付決定が取消しされた後も、引き続き保育士養成施設等に在学しているとき	
③保育士養成施設等を卒業後1年以内に町内の私立保育所等において常勤保育士等として業務に従事しているとき	
④保育士等の資格取得後、町内の私立保育所等に勤務することができなかったが、引き続き町内の私立保育所等への勤務を希望しているとき	
⑤出産・育児のため、就業規則等により一時的に町内の私立保育所等を休職するとき	
⑥災害・疾病その他やむを得ない事由により返還が困難になったとき	

(3) 提出時期

返還猶予事由発生後、14日以内に子育て支援課へ書類を提出してください。

10. 修学資金の返還免除について

(1) 返還免除の対象

次の事由に該当する場合は、修学資金の返還が免除となります。

- ① 保育士等の資格の取得後、町内の私立保育所等に常勤保育士等として、引き続き3年間（災害、疾病等のやむを得ない事情により町内の私立保育所等に勤務できなかったと町長が認める期間を除く。）以上勤務したとき
 - ※ 就業規則に基づく出産・育児等による休職中の期間は、勤務期間として算定されません。復職してから引き続き勤務期間として算定されます。
 - ※ 町内の私立保育所等に転職をする場合、私立保育所等を退職した日から1月以内に転職したときは勤務期間として算定されます。
- ② 貸付決定者が死亡したとき
- ③ 心身の障害が原因のため次の事由に該当したとき
 - 養成施設等に在学することが困難になったとき
 - 中標津町内の私立保育所等で、継続して保育業務に従事することが困難になったとき

(2) 提出書類

事 由	提出書類
①町内の私立保育所等で常勤保育士等として3年間以上勤務したとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔就業者等用〕 <input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金返還免除申請書（様式第17号）
②貸付決定者が死亡したとき	<input type="checkbox"/> 死亡届（様式第9号） <input type="checkbox"/> 死亡診断書、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか <input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金借用証書（様式第11号） <input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金返還免除申請書（様式第17号）
③心身障害による退学及び退職	<input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金借用証書（様式第11号） <input type="checkbox"/> 中標津町保育士等養成修学資金返還免除申請書（様式第17号） ※ 上記提出書類以外に事由を証明する書類が必要になります。

(3) 提出時期

町内の私立保育所等に3年間勤務された方には、3月下旬ごろに必要な書類を送付しますので、4月末日（末日が土日祝休日の場合は翌開庁日）までに提出してください。

その他の事由については、事由発生後、14日以内に子育て支援課へ連絡の上、必要書類を提出してください。

(4) 町内の私立保育所等一覧

	関係法令	保育等施設名
1	児童福祉法第7条第1項に規定する保育所	・中標津泉保育園
2	児童福祉法第6条の3第9項及び第10項に規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による許可を受けたもの	※以下、町内地域型保育事業 ・小規模保育事業
3	就学前の子ども法律第2条第6項規定「認定こども園」	※以下、町内認定こども園 ・愛光幼稚園 ・中標津ひかり幼稚園 ・中標津第2ひかり幼稚園 ・カトリック幼稚園
4	子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業を行う事業所	・病児保育事業 ・ファミリーサポートセンター事業
5	児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う施設	※以下、町内放課後等デイサービスセンター ・「とらいあんぐる」 ・「たいようとクローバー」

1 1. 書類提出先及び連絡先

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地

中標津町役場 子育て支援課 保育給付係

TEL 0153-74-0894

FAX 0153-73-5333